

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する平準化係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（令和元年5月8日付け近運自二公示第2号）の規定に基づき、営業区域毎の平準化係数を下記のとおり定めたので公示する。

令和 4年 1月11日

近 畿 運 輸 局 長 金 井 昭 彦

記

府県名	営業区域	平準化係数
大阪府	大阪市域交通圏	1.25
	北摂交通圏	1.24
京都府	京都市域交通圏	1.22
兵庫県	神戸市域交通圏	1.23

附 則

1. 本公示は、令和4年 1月11日から施行する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する統一係数について」（令和元年10月11日付け近運自二公示第24号）については、令和4年10月31日をもって廃止する。